

鈴木かめ



江島の江戸祭り

公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

Q 鈴鹿法人会 検索 



目次

会長あいさつ	1	支部だより	14
鈴鹿税務署・着任ごあいさつ	2	三重県法人会連合会第4回通常総会	15
第4回 定時総会	4	歴史・名所・史跡	16
平成27年度 表彰	5	エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング	18
平成27年度 正味財産増減計算書	6	鈴鹿のモータースポーツ雑学	20
平成28年度 事業計画	7	旬の食材を使ったレシピ	21
平成28年度 収支予算書	8	平成28年度税制改正に関する提言(要約)	22
社会貢献活動	9	税務コーナー	41
青年部会だより	10	事務局だより・編集後記	
女性部会だより	12		

表紙…江島の江戸祭り

元禄時代に江戸との取引で栄えた白子港の商人たちが、千石船の海上安全を祈願して船の形をした山車で練り歩いたのが始まりで、各町内から7台の山車が江島神社へと練り出し、鉦や太鼓の叩き出しの競演となり、祭りはクライマックスを迎える。



会長あいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会 会長 田中 彩子

公益社団法人鈴鹿法人会広報「すずかめ」第7号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。
会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜りましてこの場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、鈴鹿法人会は平成25年4月1日に三重県から許可を受け、「公益社団法人」として三年を経過いたしました。

この間、法人会の基本的指針である「法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」を基に鈴鹿法人会では、「税に関する活動」及び「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んできました。

毎年恒例となりました「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植えの贈呈」、「ジュニアバレーボールへの協賛」、「租税教室」、「親子バスツアー」等々本会・女性部会・青年部会が創意工夫を積み重ね事業を実施しております。参加していただいた方々からは事業開催を楽しみにしていただき、毎回好評を得ております。

去る、5月17日の第4回定時総会では、提案しましたすべての議案が原案通り承認され、今後も、法人会の基本的指針に基づき、積極的な活動に取り組んでいくことを再認識したところでございます。

さて、私どもの地域の経済を見ますと主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）は無事に終えることができ、三重県全体の今後に期待の気運が高まっているところです。

しかしながら、相前後して熊本地震、消費税引き上げの延長、また、海外におきましては、英国のEU離脱、テロの脅威等々まだまだ予断を許さない状況が続いております。

このような厳しい時代背景の中でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
会長	田中 彩子	(医) 誠仁会	神戸支部長	岡村 信之	(株) オカトモ
直前会長	岡田 信春	三惠工業(株)	東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)	玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
	近藤 博信	(有)鈴鹿ポर्टリー	白子支部長	浅尾 義光	トーヨーフェンス(株)
	樋口 勝幸	(株) 葵	平田支部長	下田 徳重	(株) フジコウ
	飯田 隆典	(株) 飯田鉄工	西部支部長	坂口 英夫	(株) 坂口商店
	石井 朋子	(有)プランタンさかきや	鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鍍金工業所
総務委員長	阪田 朋成	(株) サカタ	亀山支部長	服部 昌弘	(株) 服部工務店
組織委員長	葛西 徳昭	(有) 葛西商事	青年部会長	荻野 晃	(株) 荻野建設
税制委員長	坂口 博文	鈴峰企業(株)	女性部会長	吉澤 時子	(株) ヨシザワ
広報委員長	川喜田 彰	(株) 佛庄総本店	専務理事	近藤 悟	(公社) 鈴鹿法人会
研修委員長	森 通人	(有) マイドソフト	監事	北川 亨	(株) 安全
厚生委員長	渡邊 孝明	(株) ナベカ		吉澤 茂	(株) ヨシザワ



着任ごあいさつ

鈴鹿税務署長 土 嶋 弘 之

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、名古屋国税局調査部調査第七部門統括国税調査官から鈴鹿税務署長を拝命いたしました土嶋弘之でございます。前任の樋田署長同様よろしくお願い申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は、津、四日市、桑名署に続き四署目となりますが、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ悠久の歴史文化を有する一方、モータースポーツのメッカとして国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、またこの地をリードする中心的な団体として、日ごろから活発な法人会活動を通じて、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに次世代を担う若い世代に税の意識や役割を正しく理解していただけるよう「夏休み親子映画会」、「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、田中会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署においては、納税者サービスの充実に努めるとともに、誠実な納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で望み、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という任務を着実に果たすことにより、納税者の皆様の税務行政への理解と信頼を得ていきたいと考えています。

また、国税庁が発行している「国税庁レポート」や垣水名古屋国税局長の就任会見でも触れておりますが、選挙権年齢の引き下げにともない、若い方への租税教育がますます重要なものになってまいりますので、これまで以上に皆様方と連携し、租税教育の充実にに向けた環境整備や支援に取り組んでいきたいと考えております。

ところで、平成28年1月から「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）が導入され、国税分野においても番号の利用が開始されています。国税庁では、導入を契機として、納税者利便の向上に向けた取組を行うとともに、制度の定着に向けた周知・広報に積極的に取り組んでおります。是非、会員の皆様にもご活用いただくとともに、引き続き制度の円滑な定着に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、皆様にはその利便性を良く理解され、積極的な普及活動を推進いただき、大変感謝しております。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄をこころから祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。



着任ごあいさつ

法人課税第一部門
統括国税調査官 余語 成紀

初めての三重県勤務、調査以外の仕事は19年振りということで、日々、緊張の連続ですが、一日も早く皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思います。皆様方にはご心配・ご迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴鹿税務署定期人事異動 (平成28年7月10日付発令 法人課税職員分)

《転出の部》

氏名	旧職名		新職名		
樋田 英俊	署長		大垣	署長	
橘川 朋生	法人課税第一部門	統括国税調査官	四日市	法人課税第一部門	統括国税調査官
岡田 光雄	法人課税第二部門	上席国税調査官	退官		
須川 尚郎	法人課税第二部門	国税調査官	桑名	法人課税第二部門	国税調査官
木村 茂寿	法人課税第二部門	国税調査官	津	法人課税第二部門	国税調査官
原田 千枝	法人課税第二部門	国税調査官	名古屋局	調査部調査管理課	国税調査官

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
土嶋 弘之	署長		名古屋局	調査部調査第七部門	統括国税調査官
八重嶋武史	特別国税調査官付	上席国税調査官	伊勢	法人課税第二部門	上席国税調査官
余語 成紀	法人課税第一部門	統括国税調査官	名古屋局	査察部資料情報課	主査
菅谷 望	法人課税第一部門	国税調査官	桑名	法人課税第一部門	国税調査官
浅野 善司	法人課税第二部門	上席国税調査官	桑名	法人課税第二部門	上席国税調査官
古道 伸幸	法人課税第二部門	国税調査官	名古屋国税不服審判所	管理課	国税審査官

第4回 定時総会

平成28年5月17日(火) 於：コンフェット 鈴鹿平安閣

公益社団法人鈴鹿法人会の第4回定時総会が、5月17日、樋田鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓の臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は77名、委任状834名で過半数の出席を得て開会いたしました。

田中会長が議長となり、阪田総務委員長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

- 第1号議案 平成27年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成27年度収支決算承認の件
- 第3号議案 専務理事の退任及び新規就任について
- 第4号議案 専務理事の就任について

また、平成28年度事業計画書並びに収支予算書について報告されました。

総会終了後、会員企業の優良従業員表彰式が開催され、田中会長より表彰状と記念品が贈呈されました。(受賞者の方々は次頁に掲載のとおりです)

本年の懇親会も、本会・青年部会・女性部会との合同大懇親会で、末松鈴鹿市長も駆け付けていただき、会員相互の親睦を深めながら大いに盛り上がりました。



会長挨拶



市長挨拶



樋田署長 祝辞



各会長

平成27年度 表彰

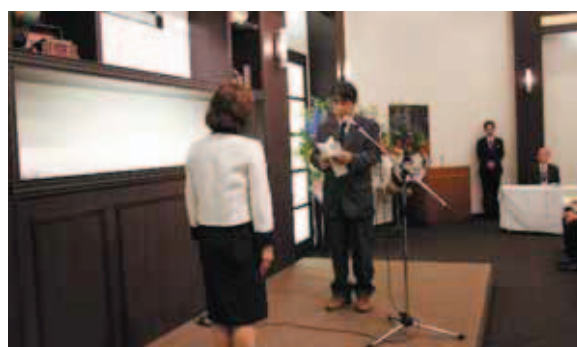
優良従業員表彰

(順不同・敬称略)

社会福祉法人白鳩会	團野 幸子	株式会社ハヤカワ商会	前畑 宏樹
早川印刷株式会社	中井 尚	富士物流株式会社鈴鹿支社	大橋 英次
株式会社オートモール	山添 幸秀	有限会社ベルテック	加藤 静代
株式会社草川製作所	西井 勇太	堀田建設株式会社	矢倉 詩葉
株式会社ケーブルネット鈴鹿	真弓 照代	堀田建設株式会社	前田 明日香
鈴鹿インター株式会社	植田 幸子	株式会社ホンダ四輪販売三重北	乾 友信
鈴鹿インター株式会社	栗本 慎一	マルサ運送株式会社	永井 美光
株式会社スズカキャリアサービス	岡 副藤 夫	三重コンドー株式会社	王 寅琪
株式会社すずきゅう	後藤 大伸	三重コンドー株式会社	REDER ROBSON
医療法人誠仁会	原 ゆかり	三重コンドー株式会社	谷 由紀子
医療法人誠仁会	市川みゆき	三重コンドー株式会社	黒田 玲子
株式会社ツーワン	渡上 慎也	三重コンドー株式会社	河村 昭多



代表受賞 (社福)白鳩会 團野 幸子 様



代表謝辞 早川印刷(株) 中井 尚 様



優良従業員受賞のみなさん

平成27年度 正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		会場費	113,162
1. 経常増減の部		広告宣伝費	21,600
(1) 経常収益		リース料	287,122
基本財産運用益	1,250	支払手数料	117,804
基本財産受取利息	1,250	雑費	13,000
特定資産運用益	860	管理費	3,415,852
特定資産受取利息	860	役員報酬	234,520
受取会費	13,071,900	給料手当	434,553
正会員受取会費	13,055,100	退職給付費用	24,211
賛助会員受取会費	16,800	福利厚生費	112,493
事業収益	814,099	会議費	1,389,586
研修事業収益	112,500	旅費交通費	7,447
広報事業収益	100,000	通信運搬費	244,534
福利厚生事業収益	601,599	減価償却費	1,318
受取補助金等	8,164,600	消耗什器備品費	5,607
受取県連補助金	520,000	消耗品費	71,117
受取全法連助成金	150,000	修繕費	1,308
受取全法連助成金振替額	7,494,600	印刷製本費	121,610
受取負担金	1,611,000	燃料費	1,218
受取負担金	560,000	賃借料	187,682
青年・女性部会受取負担金	1,051,000	保険料	6,760
雑収益	408,521	租税公課	615
受取利息	724	支払負担金	34,399
雑収益	407,797	委託費	132,091
経常収益計	24,072,230	会場費	121,280
(2) 経常費用		渉外慶弔費	57,280
事業費	20,556,604	表彰費	145,800
役員報酬	2,625,480	リース料	25,646
給料手当	4,864,877	支払手数料	38,532
退職給付費用	271,049	新聞図書費	6,245
福利厚生費	1,259,375	雑費	10,000
会議費	1,501,975	経常費用計	23,972,456
旅費交通費	1,290,945	評価損益等調整前当期経常増減額	99,774
通信運搬費	930,200	当期経常増減額	99,774
減価償却費	14,765	2. 経常外増減の部	
消耗什器備品費	62,773	(1) 経常外収益	
消耗品費	1,346,626	(2) 経常外費用	
修繕費	14,645	当期経常外増減額	0
印刷製本費	1,545,200	税引前当期一般正味財産増減額	99,774
燃料費	13,637	法人税、住民税及び事業税	80,000
賃借料	2,130,184	当期一般正味財産増減額	19,774
保険料	112,730	一般正味財産期首残高	13,788,063
諸謝金	10,000	一般正味財産期末残高	13,807,837
租税公課	6,885	II 指定正味財産増減の部	
支払負担金	752,107	受取補助金等(受取全法連助成金)	7,494,600
支払助成金	100,000	一般正味財産への振替額	-7,494,600
委託費	1,150,463	III 正味財産期末残高	13,807,837

平成28年度 事業計画

基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、税務当局と連携し、更なる「電子申告」の普及推進に努め、「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を注ぐとともに、5月26日・27日に開催される主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の開催を千載一遇の機会と認識し、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

事業活動

1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が製作した、地域色豊かな実写版DVDを活用し、女性部会と連携し実施しているが、今後も女性部会と連携し、一層推進していく。

また、会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を研修会等で配布し、会員自らが自主点検を行う。

（主な事業計画）

支部税務研修会、部会税務研修会、親子税金クイズと映画鑑賞会（平成28年11月3日）、小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会、税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式。全国大会（長崎）、全国青年の集い（旭川）、全国女性フォーラム（福島）

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境（地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。

電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）の環境活動に取り組む。

（主な事業計画）

親子バスツアー（施設見学）、温暖化防止対策活動（鈴鹿市主催）の参加、全日本エコドライブチャンピオンシップ（全日本学生自動車連盟主催）、鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植えの贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

（主な事業計画）

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動

4. 法人会の充実発展に資する事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。役員率の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。広報活動は、法人会の知名度向上のため会員はもとより会員外にも法人会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。

広報紙は第1号から市の施設や金融機関、CNSに依頼して配置し、会員外の方にも目に付くようにし、第2号からはエッセーを掲載し、また、第4号では旬の食材によるレシピを掲載し、さらに第6号から《モータースポーツに学ぶ》コーナーを加え、より親しみやすい内容に変えているが今年度もより推進していく。また、本年も2回発行する。

5. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

また、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした（財）全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病検診を実施する。（28年9月及び29年3月）

平成28年度 収支予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		リース料	251,532
		諸謝金	0
1. 経常増減の部		支払手数料	120,000
(1) 経常収益		新聞図書費	0
基本財産運用益	1,250	雑費	10,000
基本財産受取利息	1,250	管理費	3,354,328
特定資産運用益	800	役員報酬	0
特定資産受取利息	800	給料手当	636,287
受取会費	13,019,200	退職給付費用	24,481
正会員受取会費	13,000,000	福利厚生費	114,800
賛助会員受取会費	19,200	会議費	1,400,000
事業収益	620,000	旅費交通費	41,000
研修事業収益	80,000	通信運搬費	250,000
広報事業収益	100,000	減価償却費	1,099
福利厚生事業収益	440,000	消耗什器備品費	10,000
受取補助金等	8,176,400	消耗品費	50,000
受取県連補助金	370,000	印刷製本費	120,000
受取全法連補助金	100,000	燃料費	1,640
受取全法連助成金振替額	7,706,400	賃借料	191,553
受取負担金	1,610,000	租税公課	1,000
青年・女性部会受取負担金	1,050,000	支払負担金	33,000
負担金収入	560,000	委託費	130,000
雑収益	200,000	会場費	120,000
雑収益	200,000	渉外慶弔費	30,000
経常収益計	23,627,650	表彰費	120,000
		リース料	22,468
(2) 経常費用		保険料	2,000
事業費	20,117,245	支払手数料	40,000
役員報酬	0	新聞図書費	5,000
給料手当	7,123,313	雑費	10,000
退職給付費用	274,079	経常費用計	23,471,573
福利厚生費	1,285,200	当期経常増減額	156,077
会議費	1,500,000	2. 経常外増減の部	
旅費交通費	1,359,000	(1) 経常外収益	
通信運搬費	900,000	(2) 経常外費用	
減価償却費	12,298	当期経常外増減額	0
消耗什器備品費	70,000	税引前当期一般正味財産増減額	156,077
消耗品費	1,300,000	法人税、住民税及び事業税	80,000
印刷製本費	1,550,000	当期一般正味財産増減額	76,077
燃料費	18,360	一般正味財産期首残高	13,807,837
賃借料	2,144,463	一般正味財産期末残高	13,883,914
保険料	53,000	II 指定正味財産増減の部	
租税公課	0	受取補助金等	
支払負担金	750,000	受取全法連助成金	7,706,400
委託費	1,145,000	一般正味財産への振替額	-7,706,400
表彰費	0	当期指定正味財産増減額	0
会場費	120,000	一般正味財産期首残高	0
広告宣伝費	21,000	一般正味財産期末残高	0
支払助成費	110,000	III 正味財産期末残高	13,883,914

社会貢献活動

「親子税金クイズ」11月3日(木・祝)に開催決定!

「税を考える週間」の事業として毎年開催し、ご好評をいただいている「親子税金クイズ・映画鑑賞会」を今年も開催します。

イベントを盛りたくさん用意して皆様をお待ちしております。



いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく 無駄なく 快適に—

熱中症に気をつけて!



「いちごプロジェクト」とは?

『いちご』のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

みんなで出来る夏の節電対策

家族でチャレンジ!

①夏が旬の野菜を食べよう!

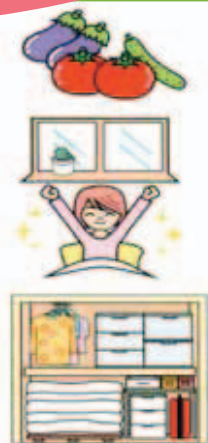
トマト、きゅうり、なす、ゴーヤといった夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミンCが多く含まれています。冷したトマトに塩をふり、そのまま食べても美味しいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養が一年で一番多く含まれているといわれます。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康な体をつくりましょう。

②朝の時間を有効活用しよう!

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかり朝ごはんを食べると体温が上がり、体と脳の働きが活発になります。また、ピークの時間帯(朝9時~夜8時)を避け、朝の涼しい時間に洗濯や掃除を済ませることが節電に繋がります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。

③部屋をすっきり片付けよう!

日本の夏はじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまう時、一度広げて余分な熱を取るのポイント。涼しい色の「のれん」で目隠しをするなど、気持ちよく過ごせるようにしましょう。



青年部会だより

部会長あいさつ



青年部会長 荻野 晃

部会長としての最終年度となる2年目がスタートしました。昨年度は、青年部の皆様のご協力はもちろんですが、親会や女性部の皆様とも交流し、一緒になって、楽しく社会貢献事業を实践できたのではないかと感じております。

公益社団法人となって以降、活動の幅も益々広がり、今では租税に対する啓蒙活動という枠にとどまらず、多くの社会貢献事業にチャレンジしております。

今年度も、アクセルを緩めることなく、地域社会への貢献活動や研修会、親睦交流活動を実践しながら、次世代を担う経営者である青年部会員の資質向上を図っていきたくと存じます。とは言いつつも、やはり、一番には『楽しみながら出来る青年部活動』を心掛けますので、皆様、残り1年のお付き合いとご協力を、何卒、宜しくお願い申し上げます。

租税教室

平成27年度の租税教室は、青年部と女性部を合わせ桜島小学校、箕田小学校、郡山小学校、神戸小学校、鈴西小学校、清和小学校、天名小学校、庄野小学校、亀山南小学校の9校19コマ及び初めて中学生を対象に平田野中学校、神戸中学校の2校3コマを実施してきました。

平成27年度から、これまで青年部と一緒に租税研修を進めてきた高田短大生が教壇に立つことが税務署より正式に認められ、天名小学校、庄野小学校の租税教室で教壇に上がってもらいました。今後も青年部、女性部、高田短大生と連携を深め、租税教育の啓蒙に務めて参ります。(副部会長 山川武志)



3/20 S.H.I.P(Suzuka Houjinnkai Interchange of person Party)開催

「全ては皆の笑顔のために……」をテーマに第3回S.H.I.P in SUZUKA VOICE HALLを青年部メンバーとご家族の総勢70名で盛大に開催させていただきました。青年部活動の一年間を振り返りつつ、子供から大人まで楽しんでいただけの“エンターテインメントショー”となりました。

毎回、多くのメンバーの参加のお陰で楽しく開催できます事に心から感謝します。

さて……そろそろ第4回の構想を始めます。お楽しみに！
(親睦厚生副委員長 加藤 晋)



5/17 第4回 法人会青年部会定時総会

去る5月17日、コンフェット鈴鹿平安閣にて、公益社団法人になって4回目の青年部定時総会が厳かに行われました。総会中に、岡田信春直前会長が会場視察に訪れるというハプニングもありましたが、予定された議案は全て承認され、無事に総会を閉会することができました。昨年度は、親会や女性部の皆様とタイアップした税金クイズや租税教室、県連情報交換会の企画運営、そしてその他の恒例事業と、数多くの事業が行われましたが、その余韻に浸る間もなく、荻野部会長体制の2年目がスタートしました。

今年度も、昨年度同様に、充実した事業が目白押しとなっておりますが、各委員会は荻野部会長の最終年度を花道で飾ろうと気合が入っているようです。青年部の皆さん、本年度も、時に楽しく、時に厳しく、青年部会を大いに盛り上げていきましょう!!

最期に、短い間でしたが、北澤会員、青年部ご卒業おめでとうございました!! (運営専務 宮崎城治)



6/24 東海法人会連合会 青年部会連絡協議会



第25回定時総会・情報交換会・懇談会 場所 名古屋 ホテルキャッスルプラザ

本年度は、三重県連主管のもと総会・情報交換会・懇談会が行われました。昨年度総会において東海法連青連協会長に就任させて頂き、本年は会長としての最初の開催となりました。通年の情報交換会は、講師の方をお招きし講演というスタイルで行っていましたが、本年度は、初の試みで会員同士の情報交換や今後の人脈形成に役立てて頂きたいという思いがあり『租税教育について考える』ディスカッションをお集り頂いた東海（愛知・岐阜・静岡・三重）の会員で開催さ

せて頂きました。東海4県連会員が集まる一年に一度の情報交換会ということで、和やかで笑いもある中、有意義なディスカッションとなったと思います。その後の懇親会も情報交換のテーブルと同じメンバーとしたこともあり通年ですと、すぐに帰られる会員さんも閉会まで参加者も減らず、思い描いた収穫であったと感じました。今回は特別なスタイル進行ということでお手伝い頂いた鈴鹿の青年部メンバーそして三重県連 各単位会の部会長はじめとするメンバーには、無理なお願いにも関わらず笑顔でお手伝いを頂きましたこと、心より感謝申し上げます。



女性部会だより

部会長あいさつ



鈴鹿法人会
女性部会長
吉澤 時子

女性部会長の吉澤です。

日頃は、会員の皆様には事業活動に大変ご理解と、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、女性部会の事業活動は、法人会の目指す理念に基づいたもので、今では、ゆるぎない活動の土台となっております。会員の皆様には幅広い活動へと展開していただき、女性部ならではの、パワーと団結力で素晴らしい成果を生み出していただいております。これからも、更に魅力ある活動へと磨きをかけて行きたいと思っております。

また、親会様や青年部会様との連携を大切に、相互の活動を理解し、助け合うことで、公益社団法人鈴鹿法人会の知名度を上げ、ますます社会貢献活動や、税の啓発活動に、力を入れて行きたいと思っております。会員の皆様、これからも、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

租税教室

初めての租税教育で、この役が私に務まるのかと不安でいっぱいでしたが、青年部の方のご指導もあり、何度か練習を重ね無事修了することができました。子供達の真剣な眼差し、思っていた以上に税金の知識を持っていた事には驚きました。自分がこういう場に立つ以上、もっと税金の事を勉強しておかなければとプレッシャーさえ感じました。いろんな事も含め、今回の租税教育でいい経験をさせていただいたと思っております。(杉野ま美子)



4/14 第11回法人会全国女性フォーラム福島大会

「心ひとつに伝えよう繋ごう創ろう福島から」をテーマにした第11回法人会全国女性フォーラム福島大会が、東北ではじめて郡山市で開催されました。駅でも会場でも多くの地元の会員様のお出迎えをうけ、全国から参加した1800余名の会員が、会場の「ビックパレットふくしま」に集いました。

大会は、記念講演・東北のウーンと称されている郡山の子供たちの清らかな歌声で始まり、その後式典では、県連女性部会連絡協議会の藤田昭子会長が、「心をお一つに伝える福島の食の安全、安心を肌で感じてほしい」そして全法連女性部会連絡協議会の吉田啓子会長からは、「交流を深め、組織の活性化につなげたい」と挨拶され来賓の方々の祝辞へと続き各組織の活動報告もありました。

懇談会では、福島産の食材を使った料理や地酒が振る舞われ冒頭「食材は、検査に合格した品物ばかりです。ある意味日本で一番安全な食材を使っています。どうぞ皆様の口から、福島の食材は安心安全だということを伝えてください。」とお話があり、先ほどの藤田昭子会長の挨拶にもあり、風評にはずいぶん苦慮されているのを実感致しました。

「ふるさとの復興を未来へ繋ぐ熱い思い…」伝えよう繋ごう創ろうと活動してみえます。

会場には、「絵はがきコンクール」の作品や福島県の料理の屋台や物産の出店も多数設けられ雰囲気盛り上げていました。

また三重県8単位会32名は場所を移し、打ち解けた雰囲気の中、和やかに交流を深めることもできました。

翌日、ふくしま浜街道163キロに2万本の桜を植樹する「ふくしま浜街道・桜プロジェクト」に賛同した鈴鹿法人会女性部や会員の方の桜を見に行ってきました。(倉田智子)



5/17 公益社団法人鈴鹿法人会女性部会第4回定時総会

女性部会第4回定時総会がコンフェット鈴鹿平安閣で開催されました。いつもと変わらない総会ではありますが、ちょっと慣れない、ごちない中での一生懸命さが伝わっていただけたと思います。公益法人の女性部会として、これからも一層会員の皆様に協力していただき今まで以上に事業活動に勤めていきたいと思ひます。(杉浦京子)



6/5 地球温暖化防止啓発活動

6月5日鈴鹿ハンター弁天広場にて鈴鹿市主催のもと13名参加し他の団体の皆様とともに出発式に臨みました。末松市長の挨拶にはじまり、6月の環境月間に併せひとりひとりが身近な生活の中から省エネなどに意識を持ち、理解と関心を深めるきっかけになるようにとの啓発活動です。啓発活動は鈴鹿ハンター・イオンモール鈴鹿・白子サングズの3施設に分かれてそれぞれ来店客に啓発グッズを配布しました。全国の女性部会は[いちごプロジェクト]活動中です。[いちごプロジェクト]とは2011年からはじまり、ピーク時間(7月~9月の期間)の使用電力削減をめざし、無理なく節電、節電目標15%に取り組むことです。(向井なよ子)



6/28 税務研修会

「税務調査よもやま話」という、何か含みのあるテーマで始まった税務研修会。参加者の皆さんも興味津々で橘川氏の話術に吸い込まれていきました。現在の税務調査の担当部門のあらまし、その内容についてなどふだんでは関わることのない裏話(裏話は、諸問題となるといけませんので割愛させていただきます)など、「よもやま話」というテーマにピッタリでした。誰もが好まない税務調査ではありますが、良く考えれば恐れることは何もなく、公正に日常を過ごし、公正に運営に携われれば問題はまず起こりえないということです。仮に、問題ありとなったとしても、随所に日常でできる、ほんの小さな作業(例えば、領収書に何の為の支出か書き込む・棚卸の際の廃棄物の撮影等)が多彩な裏付けの資料になること。理解している様で、実行されてないことを再確認できたと感じました。また、現在の査察官不足についても、どの企業でも良い人材不足に悩まされていると同様に育成の時を迎えていることを知り、解決には時間がかかることは確実なのではないでしょうか?デジタル化されている昨今、やはり肝心なのは「人」そのものであることを実感しました。



鈴鹿税務署法人課税 統括国税調査官 橘川朋生氏に、心より感謝いたします。(樋口良江)

7/8 研修旅行

梅雨特有の曇天の中、早朝より女性部研修親睦旅行に岐阜のエーザイ工場へ出かけました。参加者は40名でバスの中では税金クイズを出題。とても難しくして10問の内8問正解者が1名、6問正解の方4名で3名にプレゼントが渡されました。くすり博物館をまず見学させていただきました。2階にある脳年齢をみる機械に挑戦したり、瞬発力を測る機械などに真剣にとり組んでいました。次にエーザイ川島工園を見学させていただきました。この工園と名付けてある由縁は、広さが名古屋ドーム10個分あり、日本庭園も作られ、緑豊かな公園をイメージされているとのことでした。



春は桜、秋は紅葉、今はくちなしの花が咲いていました。この工場では、主に認知症と胃潰瘍の病院で処方される薬のみ作っているとのこと。ここから一時間程バスに乗り、天近ちかざわにて和食懐石を美味しくいただき、好評でした。その後、胡麻の郷を見学、お買物をして帰途につきました。傘もいらず涼しかったので幸いでした。(服部千賀子)



予告
入場無料

夏休み親子映画会

●と き / 平成28年8月28日(日)
●と ころ / 亀山市文化会館

1部 / あなたをずっとあいつてる 2部 / 楽しい租税教室とおたのしみ抽選会

第10回 税に関する絵はがきコンクール
大募集! 応募締切り / 平成28年9月9日(金)

支部だより



平成28年3月9日(水)

研修旅行「井筒屋工場見学、盆梅展、ラコリーナ」

白子駅東を8:00に出発し、車中で鈴鹿税務署でお借りしたDVDを見て、関ヶ原インターに入った頃から雨になり、長浜駅で下車をして慶雲館に入館。盆梅の大きさと樹齢が日本一だそうで、400年を超える古木、3mを超える高さに圧倒され、90鉢の展示は素晴らしいの一言でした。

長浜を後に彦根へ南下をし、やま咲さんで昼食タイム、手のこんだ会席料理で約1時間30分があったという間に過ぎました。近江八幡で最近和菓子とバームクーヘンで有名なラコリーナに寄り、いっぱいのおみやげを持ち込み、本日最後の八つ橋本舗井筒屋さんで夕子の工場見学をしました。京都東インターから一路白子に向け、車中では28名が和気あいあいのうちに予定通り全員無事に到着しました。

ほぼ一日雨に降られた旅でしたが、大変お疲れ様でした。(浅尾義光)



ご協力ありがとうございます —熊本地震への義援金—



この度の「熊本地震」におきまして、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し、深くお悔みを申し上げます。

当会におきましては、全国法人会総連合より第一報をいただいた後、直ちに義援金箱を用意し、事務局への来局者をはじめ、常任理事会・理事会・各委員会・各部会等において義援金を募り、5月17日開催の定時総会で一区切りつけたところです。

皆様の温かいご協力により、**109,569円**もの義援金を寄せていただきました。ありがとうございます。

義援金活動は今後も継続していきますので、何卒よろしく願いたします。

一般社団法人 三重県法人会連合会

第4回 通常 総 会

平成28年6月16日(木) 於：プラザ洞津

第4回県連通常総会が開催され、当会から次の12名が出席しました。竹林県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。



県連会長挨拶



総会風景

当会からの出席者

会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
副会長	樋口 勝幸	(株) 葵
副会長	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
副会長	石井 朋子	(有)プランタンさかきや

総務委員長	阪田 朋成	(株)サカタ
厚生委員長	渡邊 孝明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡村 信之	(株)オカトモ
青年部会長	荻野 晃	(株)荻野建設
理事	長谷川 照義	(株)長谷川建装
専務理事	近藤 悟	

受賞者の方々

一般社団法人 三重県法人会
連合会会長感謝状



東海法連研究担当発表会卒業

一般社団法人 三重県法人会
連合会会長表彰

単位会役員功労者



総務委員長
阪田朋成殿



神戸支部長
岡村信之殿



理事
田中隆一殿

経営者大型総合保障制度
単位会役員表彰

単位会役員及び会員表彰



厚生委員長
渡邊孝明殿



青年部会長
荻野 晃殿



理事
長谷川照義殿



理事
山中茂樹殿



理事
川森浩二殿

第2回

歴史・名所・史跡

西部支部 | 佐佐木信綱記念館

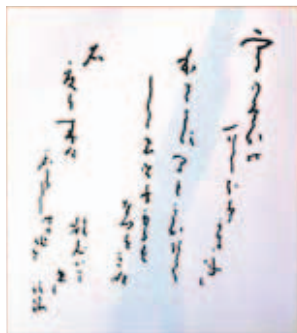
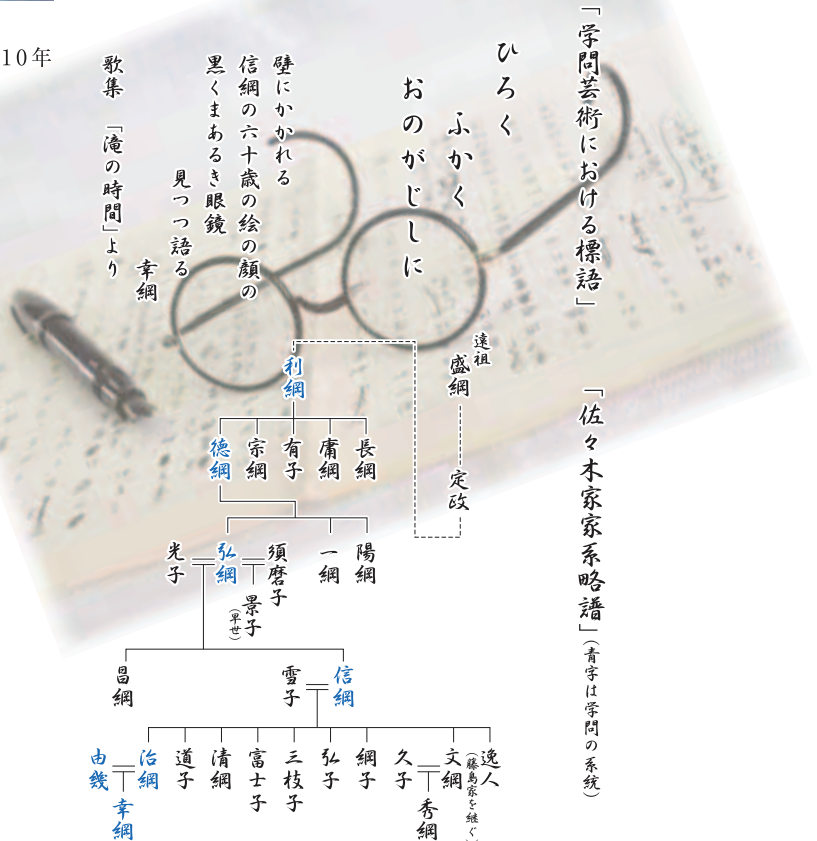
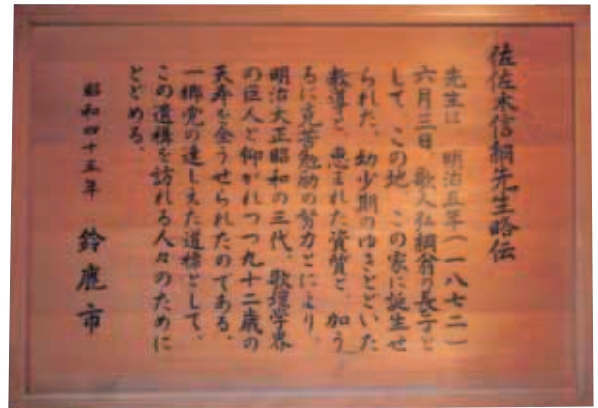
佐佐木信綱(明治5年～昭和38年)は、歌人・国文学者で唱歌「夏は来ぬ」の作詞者として有名です。第1回文化勲章を受賞しています。



信綱生家

信綱は明治5年(1872)6月3日に誕生し、数え年6歳、明治10年(1877)12月に松阪に移住するまで、この家で過ごした。

佐佐木信綱記念館は、昭和45年12月に「信綱生家」を拠点に開館し、昭和61年5月に建設された「信綱資料館」と「石薬師文庫」「土蔵」をあわせた施設から成ります。



「夏は来ぬ」色紙

うのはなの
にほふかきねに
ほととぎす早もきなきて
しのび音もらす
なつはさぬ
右
夏は来ぬ 若かりし時の作を 信綱
齢をいて 書く

「夏は来ぬ」は信綱の代表作。この唱歌のヒットをきっかけに作詞者として知名度を得た。

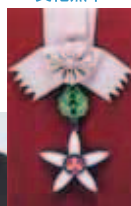
信網の業績

国文学者として ●校本万葉集●



大正14年(1925)3月『校本万葉集』全5帙25冊を刊行し、万葉学史に不朽の大業を完成した。この時54歳であった。

文化勲章



歌人として ●歌集●



明治36年(1903)10月に『思草』を、その後、『新月』『常盤木』『豊旗雲』『鶯』『稚の木』『天地人』『瀬の音』『黎明』そして昭和26年(1951)に『山と水と』の歌集を刊行した。

歌道の弘布 ●心の華(花)●



明治31年(1898)2月に竹柏会機関誌『心の華(花)』を創刊し、平成10年には100年をむかえた。



信網の肖像



雪子の肖像

還暦を記念して (向井潤吉画伯 筆)

佐佐木信網略年譜

年数	西暦	数え年	こと が ら
明治 5	1872	1	6月3日石薬師村に誕生
10	1877	6	12月松阪に移住
15	1882	11	上京し高崎正風に入門
17	1884	13	東京帝国大学に最年少で入学
23	1890	19	父と共に『日本歌学全書』刊行
29	1896	25	藤島雪子と結婚
36	1903	32	処女歌集『思草』を刊行
43	1910	39	『日本歌学史』刊行
44	1911	40	2月文学博士の称号を授与される
大正 6	1917	46	学士院恩賜賞受賞
14	1925	54	『校本万葉集』の刊行
昭和 7	1932	61	10月還暦を自祝し故郷に石薬師文庫を寄贈
12	1937	66	4月文化勲章受章 6月芸術院会員
14	1939	68	文化勲章受章記念として『竹柏園蔵書志』を刊行
28	1953	82	『ある老歌人の思ひ出』刊行 (以後『作歌八十二年』『明治大正昭和の人々』と三部作を成す)
32	1957	86	『心の花700号記念号』を刊行
37	1962	91	湯の山に「白雲は」の歌碑除幕
38	1963	92	12月2日熱海で永眠
45	1970		生家を移築、佐佐木信網記念館として12月12日開館
61	1986		5月佐佐木信網資料館竣工

利 用 案 内

開館時間 9:00~16:30

休 館 日 月・第3火曜日(休日の場合は翌日)
年未年始(12月28日~1月4日)

入 館 料 無 料

交 通 案 内



かわの JR河曲駅から徒歩で約30分
近鉄四日市駅から三交バスにて佐佐木記念館で下車徒歩約5分
近鉄鈴鹿市駅からC-バスにて佐佐木記念館で下車徒歩約2分

三重県鈴鹿市石薬師町1707-3 〒513-0012
TEL & FAX 059-374-3140

エッセイ

わがまちウォーク 街角ウォッチング

「蒸気機関車が三重にやってきた!」

～ かんせい てつどう 関西鉄道から国鉄関西線へ ～

エッセイスト 福島 礼子



二重連のD51

私の家族は、私が幼児の頃に伊賀から鈴鹿に引っ越してきた。従兄弟は皆伊賀に住んでいて、小学生時代は夏休みや冬休みになると必ず行き来し遊んでいた。そのため私はよくD51に乗る機会があった。

昭和30年ごろ、国鉄関西線はまだ蒸気機関車が現役だった。私にとって汽車での小旅行は、非日常の体験で、乗るごとに少しずつ大人に近づいた気さえした。大きな荷物をもった行商人の会話、スイッチバックをする際ながめた柘植の山々。客車内のブルーのモケット張りの座席、鈍く光る木の枠、手で開け閉めするのに時間のかかる上げ下げ窓、そして編んだ紐で作られた荷物置きと、今でも客車の光景を瞬時に思い出すことができる。

亀山から伊賀上野までに加太トンネルがあって、窓を閉めておかないと大変な目にあった。目に燃えかすが入り込み、涙目になりながら目をこすり続け、痛さにさらに涙が出た。またもくもくと侵入する黒煙にむせ込み、その臭いはトンネルを過ぎても、しばらくは消えなかった。その辛さは誰でもが身にしみて感じていたが、必ずどの座席にも客が座っているとは限らず、それぞれが数枚の窓を懸命にしめても、この最悪の出来事に遭遇することは多々あった。

男性の間では熱心な鉄道ファンが多く大抵はメカニックや模型にむかうようだが、私の場合はこのよ

うにパズル遊びのような思い出のコレクションだ。

私が乗っていた国鉄関西線の歴史をさかのぼると、私鉄の幕開け時代の話となる。「国鉄なのになぜ私鉄?」と首をかしげる人もいるだろう。私も調べて驚いた。「かんせいてつどう」と読む私鉄の関西鉄道が、現在はJRとなった国鉄関西線の前身であった。

その経緯を追ってみた。文明開化の波とともに、陸蒸気が登場する。明治5年の新橋—横浜間の開業で鉄道は文明の利器として大好評、大幅な利益を上げたようだ。気を良くした政府はいち早く東海道路線の検討にはいる。このあたりの事情は、四日市博物館の学芸員さんが詳しい。

海に沿って鉄道を走らせるのは防衛上よろしくないという理由で、当初国は中山道を走らせようとしたらしい。ところが京都—関ヶ原間は比較的平坦で迅速に工事は進んだものの、それから東は険しい山が立ちはだかり、なかなか進まない。そこで急遽、東京—名古屋間は東海道で、名古屋からは岐阜を通り京都にぬける路線に計画を変更し、現在の東海道線となったとのこと。その結果、滋賀県南部と三重県は官営鉄道に取り残された状況になってしまった。四日市と滋賀の資産家が、このことに不服を感じ、それならば自分達の手でと、新しい路線を考えたのは自然の成り行きだったのだろう。

一方、順調にスタートした官営鉄道だったが、明治10年の西南戦争後、政府は財政難になり、東海道線などの一部をのぞいてほとんど進まなくなった。そこで政府は民間資本の参入を決める。明治の5大私鉄と呼ばれる大私鉄時代がやってきたのだ。政府と民間、双方の思惑がぴったり重なってできたのが、四日市に本社を持つ関西鉄道。山陽鉄道や九州鉄道などと肩をならべ、明治21年に設立された。出資者は滋賀の資産家と、三重では桑名の諸戸清六氏や四日市の九鬼紋七氏ら。初代の社長は、郵便の父として知られる前島密であった。社会の教科書にでてくるビッグネーム、当時の四日市は中央と太いパイプ

を持っていたことを改めて知らされた。

ところで路線が通る地元の人々は、鉄道をどうみていたのだろうか？「陸蒸気は火を噴き、茅葺きの家は火の粉で燃えてしまう」「鉄道が通れば若い者が都会に行ってしまう、村は寂しくなる」などと、不安の声が大きく反対運動さえ起こったようだ。結局市街地を汽車が通るのではなく、集落から離れたところに駅が作られることとなった。現在の新幹線と同様、取り残されるのは困るが、近すぎてということだろう。けれども学芸員さんによれば、むしろ鉄道会社の方が、工事がしやすく建物移転が少なくてすむ路線を選んでいたのが実情だったらしい。



関西線を悠然と走るD51

最初に開業したのが柘植―草津間、柘植は三重県で初めての鉄道駅となり、名勝月ヶ瀬への連絡駅として大いににぎわうことになった。月ヶ瀬まで随分と離れてはいるが、タクシーが出来るまでは、人力車が足となってお客さんを運んだらしい。続いて加太トンネルの難工事が完成し、明治24年に柘植―四日市間が開通する。横光利一の父親が加太トンネルの技術者として赴任し、柘植の女性と結婚して利一が誕生した。関西線の工事が、文豪横光利一を生んだというのは、少しオーバーだが、そんな「出会い」もあった。亀山駅ができたのはその時。亀山駅は後に参宮線への分岐駅となり、関西鉄道で伊勢参りに出かける人が停車する駅となった。亀山は宿場町から転じて、鉄道の町として大いに発展する。転車台や整備庫がある大きなヤードを持ち、たくさんの整備士が働いた。

関西鉄道の経営は、気迫に満ちたものだった。腕のいい技術者を雇い難関であった木曾三川の鉄橋を完成させて草津―名古屋間が開通すると、すぐに大阪にむけての路線をのばした。明治32年には大阪の湊町―柘植間が全線開通し、官営の東海道路線と名古屋―京都・大阪間では競合することになった。関



明治・大正の亀山駅舎外観（亀山博物館所蔵）

西鉄道は様々なアイデアやサービスを提供する会社だった。旅客者の側にたって構内に地元の名所案内板を全国に先駆けて設置したのも関西鉄道だったとのこと。また関西鉄道と官営の東海道線の熾烈な競争は、鉄道史上大きな語りぐさになっている。切符のダンピング競争や旅客車の中での音楽の興行、あるいは弁当サービス合戦と、関西鉄道側は赤字覚悟で次から次へと新サービスを出して立ち向かったらしい。

けれどもそんなデッドヒートも、明治39年の鉄道国有法により終を迎える。日露戦争で兵隊を戦地に送る際に、いくつかの会社を乗り継ぐ不便さを知った政府は重要なルートを国有化することにした。関西鉄道は国有化され、国鉄の草津線、関西線として多くの人の足となり物流の要となった。私が子供の頃馴染んだ国鉄亀山駅は、その延長線上にある。

昭和30年代頃の国鉄駅には日通が附属して、駅から各地への荷物を運んでいた。国鉄はあこがれの職場となり、国鉄労組は大きな力を持っていた。

亀山駅前の商店街は土産物屋や個人タクシーができ、旧城下町にかけて様々な店が軒をならべた。また当時のダイヤは余裕たっぷり、列車がホームに入ると「べんとう、べんとう」という独特の抑揚を持った声がし、あちこちで窓を開けて駅弁とお茶を買う光景が見られた。機関車から吹き出る蒸気の光景や、駅舎に貼られた名所の案内広告。誰もが時間を気にせず待ち続



駅弁売りの光景

けていたあの頃が今となっては妙に懐かしい。あの黒光りした列車は、私の子供時代の思い出の孵卵器だったから。

畑川 治が語る
モータースポーツから学ぶ
交通安全

鈴鹿の
モーター
スポーツ
雑学 その②

18→24→12→10→8→6→8

鈴鹿サーキットで行われた2輪耐久レースの時間設定の推移。1964(昭和39)年の18時間耐久レースを皮切りに翌年には24時間レースも行われました。1973(昭和48)年のオイルショックによる耐久レース自粛を経て、現在の8耐が始まったのは1978(昭和53)年です。

早めのライト点灯は世界の常識

《モータースポーツに学ぶ》

雨のレースでは、必ずライトの点灯が義務づけられます(フォーミュラカーではテールライト)。万が一点灯しなかったり、ライトが故障しているとペナルティを受けることになります。

それは前を照らすことが目的ではなく、お互いの車を見やすくするためであり、雨で見づらいレースでは、安全上とても大事なことなのです。

しかし、一般道での運転を見ると、雨の日に限らず薄暗くなってもライトを点けない車を多く見かけます。

自分の車の存在を他の車に認識してもらうことは、対向車に対しても、また後ろの車に車間距離の把握にも大切で、何より歩行者に車の存在をわかりやすくする効果が大きいのです。

早めのライト点灯は欧米では当然のことで、空が少し曇っただけでスモールライトやヘッドライトを点灯しますし、昼間からヘッドライトを照らして走る姿もよく見られます。

F1関係者の訪れる鈴鹿の街です。国際感覚を持って早めのライト点灯を行いましょう。



雨で薄暗い中でもライトの点灯で認識しやすくなります
対向車線のヘッドライトと左前方のテールライトを点けている車が
とても目立つことが判ります

旬の食材を使ったレシピ(一度試してみてもいいですか?)

冷やして食欲そそる一品です きゅうりとたこのみぞれ和え

材料(4人分)

- ・きゅうり ……………1/2 本
- ・ゆでたこ ……………80g
- ・大根 ……………1/3 本
- ・人参 ……………30g
- ・しめじ ……………1/4 パック
- ・酢・水・砂糖 ………大さじ 3
- ・うすくちしょうゆ 小さじ 1/2
- ・昆布 ……………1cm
- ・塩 ……………ひとつまみ

作り方

1. 鍋に酢、水、砂糖、昆布、塩、しょうゆを入れ、強火にかけ甘酢を作る。
一煮立ちさせたら火を消し、冷ましておく。
2. きゅうりと人参は1～2cmの角切りにする。
ゆでたこは一口大に切る。
しめじは根元を切り落とし小さく切る。
人参としめじは予めゆでて冷ましておく。
3. 大根の皮をむき、すりおろしておく。
絞り汁はザルで水切りする程度にし、絞りすぎないようにする。
4. 最後に①の合わせ酢と②の切った材料、③の大根おろしをボウルに入れ和える。

注意

きゅうりと大根おろしが変色しやすいため、食べる直前に和える。



このレシピはCNS様の「旬の食材でおうちごはんレシピ集」から提供いただきました。



県下8法人会から提案されました税制改正要望事項は、去る、6月1日に開催されました三重県法人会連合会の税制委員会できりまとめ、全国法人会総連合に提出いたしました。

今後も、皆様方からの税制改正の要望をお待ちしております。

平成29年度 税制改正要望事項

一般社団法人 三重県法人会連合会

総論

日本の財政は、プライマリーバランスの赤字が続いており、国と地方を合わせた累積債務額は1千兆円を超え、財政の健全化が急務となっている。

日本経済の再生、国家・社会の構造的な課題（少子高齢化・人口減少、財政健全化、地方分権の推進等）の解決には、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、税制対策などの総合的な対応が必要である。

中でも税制対策は極めて重要であるが、改革は、税制、財務及び社会保障制度を一体として改革を進める必要がある。

年々増加する社会保障の財源として、消費税が平成26年度4月に5%から8%に引き上げられ、さらに今後10%へ引き上げられる。

歳入については景気対策が必要不可欠であり、安定した税収の検討ではなく、法人税率の引き下げを行うことで国際競争力を強化し、その結果もたらされる国民所得の増加による消費の拡大から安定した消費税収入を得る循環を造ることで、より高い経済成長と財政健全化を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、需要の増大が見込まれる海外市場をターゲットとして国内企業が事業を展開していくことは自然な流れであり、海外収益を国内に還流させることで、国内経済を活性化させることが持続的な成長に繋がるものと考えられることから、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

しかしながら、歳出削減についての対策は、依然として遅々として進んでいない。

今こそ、国会議員及び地方議員、国家公務員及び地方公務員の定数削減並びに歳費、給与及び特別会計の徹底した見直しにより国及び地方の歳出削減を図り、納税者たる国民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

また、税制においては、「公平・中立・簡素」という基本原則に従い、所得・資産・消費税のバランスの取れた時代に即した税体系を確立すべきであり、経済社会の構造変化に即した税制と不公平を生じることがないように努めなければならない。

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、税負担の公平は勿論のこと分かり易く簡単な仕組みにするとともに、経済活動における中立性も求められている。

日本の税制度は外国に比べきわめて複雑であるが、「シンプル イズ ベスト」が望ましく、税法は単純・明解なものにすべきであり、時代の変化にそぐわない税制は機動的且つ迅速に見直し又は廃止を行い、わが国経済・産業を支えている中小企業の活性化に資する税制の整備をすべきである。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.4%（28年度改正）に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

企業の国際競争力確保のため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

中小企業は、大企業に比べて雇用や金融などの面で競争上不安定な立場に置かれることが多く経営基盤も弱い。

よって、軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率が19%から15%に引き下げられたが、11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

平成19年度改正で特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となったが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

また、取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方式を新しいものに統一されたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について

建物については、平成10年4月以降の新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、平成28年4月1日から取得した建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例（平成30年3月31日まで2年間延長）について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

また、取得価額30万円未満の少額資産は全額損金算入できるよう改められたい。

6. 研究開発費税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行25%）に引き上げられたい。

7. 交際費課税

(1) 交際費の取扱いは、平成25年度の税制改正において中小企業について600万円から800万円ま

で引上げられ、全額損金算入となった。制度の定着化を図られたい。

(2) 交際費課税の対象となる慶弔費等について

事業活動を遂行するに当たり、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とし、損金の額に算入すべきである。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を米国並みに15年間（現行10年間）に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

10. 利益連動給与について

平成18年度の税制改正により、役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、利益連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、事前の税務署長の承認を排除し、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

11. 配当金について

完全子会社株式等及び格式等保有割合3分の1超については、不算入割合100%に改正されたが、すべての株式等についても不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

商法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

○法人・個人共通事項

1. 社会保険診療報酬について

社会保険診療報酬の所得計算上、収入金額が7,000万円を超える者について概算経費率の特例を適用しないと改正されたが、更なる金額の引下げ又は廃止すべきである。

II 所得税関係

1. 譲渡所得

(1) 景気浮揚策として、住宅建設に対しての融資や税の軽減措置はされているが、その対策が進められるうえに大切な土地税制の緩和がなされていない。

土地の流動化促進のために、譲渡課税率（長期）を国税7%（現行一般は15%）、地方税3%（現行5%）の合計10%に軽減されたい。（但し復興特別所得税は含まれず）

なお、短期譲渡の税率については、土地取引がスムーズに行われるように長期譲渡と同様に扱われたい。

(2) 土地等の譲渡所得について、土地の流動化促進のためにも長期譲渡の特別控除（100万円）を

復活させるか、または、譲渡者において相続価額（相続によって取得）又は譲渡価額（贈与によって取得）が確定申告事績で確認できるのであれば当該価額を取得価額とするべきである。

2. 事業用資産の買換えについて

事業用資産の買換えについては、譲渡価額又は買換資産のいずれか低い金額の80%を限度としているが、事業継続に必要な事業用資産の買換えについては、100%とすべきである。

3. 損益通算

- (1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間の延長
損益通算してもなお、控除しきれない損失の金額については、9年間（現行3年間）に延長されたい。
- (2) 土地建物等の譲渡による所得が赤字となった場合の損益通算制度を復活されたい。

4. 所得控除等

- (1) 現行の各種所得控除をもっとわかりやすい制度に見直されたい。
- (2) 医療費控除の最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げられたい。
なお、疫病予防を積極的に推進している現在の国策に則り、医療費高騰の歯止めとして人間ドック等の予防的な医療費を控除対象とすべきであり、尚かつ、少子化対策を意識して医療費控除の適用範囲を拡大されたい。
- (3) 平成24年度から介護医療保険控除が創設されたが、最高限度額を10万円（現行4万円）に引き上げられたい。
- (4) 生命保険料、個人年金保険料にかかる生命保険料控除の最高限度額を、それぞれ10万円（現行平成23年12月31日以前に締結した契約5万円・平成24年1月1日以降に締結した契約4万円）に引き上げ、併せて地震保険料控除を10万円（現行最高5万円）に引き上げられたい。
- (5) 控除対象配偶者の収入基準額を130万円（現行103万円）に引き上げ、併せて社会保険庁との整合性を考慮し、配偶者特別控除額も引き上げられたい。
- (6) 扶養控除を復活されたい。
- (7) 寡夫控除と寡婦控除の適用要件を一本化されたい。
- (8) 個人においても連帯保証債務の履行による求償権が行使不能となった場合の損失を雑損控除の対象とされたい。
- (9) 老年者控除の廃止に伴い、高齢者の税負担は増している。
特に低所得者の負担に配慮し、老年者控除を復活されたい。
- (10) 公的年金等控除額120万円（現行65歳以上 年金等収入金額330万円以下）を140万円に引き上げられたい。
- (11) 雑損控除について
現行の雑損控除は災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合、①損失金額－保険金補填額－総所得金額等の合計額×10%、②災害関連支出の金額－5万円のいずれか低い金額を雑損控除とすることができる。
しかし、災害に伴う原状回復費に液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費、雑損控除対象に算入すべきである。
- (12) 復興特別所得税について

復興特別所得税（2.1%を25年間）は、国の財源として付加されることになり、付加された税は全額復旧・復興に当てるべきである。

5. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満（現行10名未満）に拡大されたい。

6. 財産債務明細書の提出制度の廃止

財産債務明細書の提出制度はすでに形骸化しており、実質的な意味も失っている。

早急に廃止すべきである。

また、法定資料や各種資料の提出要請が頻繁に行われており、その作成等に関し相当の負担を強いていることや、その資料に個人情報も多く含まれていることから、速やかに廃止すべきである。

7. 準確定申告の期限の延長

相続税の申告期限は、相続の開始を知ってから10ヶ月以内であるが、申告所得税の準確定申告の期限は、相続開始から4ヶ月となっている。申告期限を相続税と同様、10ヶ月以内とされたい。

また、青色申告承認申請は新たに事業を開始した時から2ヶ月以内とされているが、同じく10ヶ月以内とされたい。

8. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等について

純損失の繰越控除は、平成27年度の税制改正により青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が9年から10年に延長された。

青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年であり、純損失の繰越控除期間を法人同様に10年に延長されたい。

9. 少子化対策について

子育て世代が安心して子育てができるよう各種の環境整備を図ることに加え、税制においても多産のインセンティブは働くような税制を整備すべきである。

例えば、第2子以降の大胆な扶養控除などの所得控除が考えられる。

Ⅲ 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

①平成25年度税制改正では大幅な改正が行われたが、もっと使い易い制度に見直されたい。

さらに、非上場株式の納税猶予制度の適用要件の緩和と所要の整備をすること。

平成25年度の税制改正において非上場株式の納税猶予制度は適用要件などが大幅に緩和され、手続面も簡略化され今後は利用が増加すると見込まれる。

しかし、中小企業の経営承継について、さらなる支援拡充をするためには次の事項を改正すべきである。

(1) 贈与税の納税猶予割合と同様、相続税の納税猶予割合を8割から10割に引き上げること。

(2) 発行済議決権株式の3分の2を上限とするのではなく、経営承継相続人が保有しようとする全ての株式を納税猶予の対象とすること。

- ②中小企業の多くは、オーナー経営者の高齢化により事業承継の時期が到来している。
平成25年度の税制改正において、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の見直しがあり、80%の雇用要件が5年平均に改正された。
しかし、雇用要件を維持するために、経営の維持が困難となる場合も想定されることから80%の雇用要件をさらに引下げるべきである。
- (2) 財産評価
- ①「取引相場のない株式」の評価の中で「原則的評価方式」の中の「類似業種比準価額方式」にする1株当たりの類似業種比準価額の求め方がここ10年間改善されておらず、「類似業種比準方式」の改善をされたい。
また、取引相場のない株式の評価については、純資産価額として次の事項を見直されたい。
イ. 相続開始3年以内に取得した土地と建物等についても通常の評価とすること。
ロ. 評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること。
ハ. 土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すこと。
- ②営業権を財産評価から除外すること。
営業権は、企業が有する伝統と社会的信用・名声・立地条件・営業上の秘訣・特殊な技術・特別な取引関係の存続等を総合した、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を獲得できる無形の財産価値であるが、現在の経済情勢の中では現在の収益を維持できるか疑問である。将来の超過収益力を現在価値として財産に計上し、相続税の株価を不相当に高く評価することになり、担税力が伴っておらず除外すべきである。
- (3) 保証債務について
保証債務は、相続開始時において負担が確実なものを債務として控除できることになっている。
相続開始後、3年以内に発生した保証債務の履行は、更正請求により救済措置を設けるべきである。
- (4) 非課税財産
生命保険及び死亡退職金の非課税限度額を法定相続人一人当たり1,000万円（現行500万円）とされたい。
- (5) 基礎控除
相続税の基礎控除額を「3,000万円+600万円×法定相続人」（平成27年1月1日より）を現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人」とされたい。
- (6) 税額控除
相続税の未成年者控除・障害者控除（現行1年につきそれぞれ10万円、特別障害者20万円）を更に引き上げられたい。
- (7) その他
- ①相続税の最高税率を欧州なみの40%台に引き下げられたい。
なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。
- ②贈与財産の加算制度
相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

(8) 相続税の課税方式について

相続税の課税方式を法定相続分課税方式から、遺産取得課税方式に変更すること。

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際額にかかわらず、資産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度を採用しているため、次のような問題がある。

- ①同額の遺産を取得した場合でも、遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- ②相続財産の申告漏れがあった場合には、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- ③相続税の申告をする場合、他の相続人から遺産の総額の提示を受けなければならない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式に変更すべきである。

2. 贈与税

- (1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行110万円）に引き上げられたい。
- (2) 配偶者控除
夫婦間の居住用財産の配偶者控除額を、4,000万円（現行2,000万円）に引き上げられたい。
- (3) 贈与税の最高税率を引き下げられたい。
なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の要望事項と同様3ヶ月以内とされたい。
- (2) 諸届出書のうち、提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとしているが、事前の適否判断には無理がある場合も生じることから提出期限を課税期間の末日までとされたい。
また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。
- (3) 基準期間の廃止について
納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に地方の零細業者等においては、課税売上高が1,000万円をかなり下回り乍ら益税（納税額が生じる場合）が多く、不合理な現象が生じている。
よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。
なお、新たに当課税期間を基準期間として当課税期間の納税義務を判定し、その判定の結果、課税売上高が一定金額以下の事業者に対する申告不要制度を新たに創設すること。
- (4) 納税義務者の判定基準について
基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。
- (5) 中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。

もしくは、現在の総額表示においては、外税表示または内税表示のどちらでも良いようになっているが、これを恒久化されたい。

(6) 単一税率を維持すること

消費税の導入に伴う逆進性への対応として、軽減税率の導入が検討されている。

個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入、社会保障制度給付の一層の効率化・重点化により対処すべきであり、当面、消費税率は単一税率を維持することが望ましい。

(7) 仕入税額控除の要件である帳簿の記載要件の見直しについて

仕入税額控除の要件とされる「帳簿及び請求書等の保存」は、事業者の事務負担となっている。

取引の検証は請求書があれば可能であり、まずは「請求書等の保存」を中心とし位置付け、請求書等に不備がある場合に限り、補完のための帳簿・記載を要件とすること。

2. 印紙税関係

印紙税の廃止

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税を廃止されたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

また、納税者サービス等の観点から所得税、法人税等国税や都道府県民税について、申告及び納税の窓口を市区町村とし、税制の簡素化、徴税コストの軽減も図られたい。

2. 税制に関する災害基本法について

近い将来大規模な災害が発生すると予想されていることから、税制に関する災害基本法を制定すること。

3. 震災損失控除について

現行の雑損控除から震災損失控除を独立させ創設すること。

なお、震災損失控除には資産の損失に加え、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用も長期にわたる場合があり、これらの支出も控除対象とすること。

4. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とすること。

5. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度については、個人情報外部に絶対漏洩されない仕組みを作り、目的をきっちりと決め運用されること。

当面は、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすることとし、社会保障・税番号制度の利用範囲については、社会保障分野（現金給付のみ）、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら時間をかけて制度を熟成させる必要があり、限定的な利用が望ましい。

特に税務分野の範囲については、メリット・デメリットを周知しながら、よく国民の意見に耳を傾けながら慎重に利用してほしい。

また、情報管理する企業（法人・個人事業者）の事務負担等にも考慮しながら制度を進めていただきたい。

VI 電子申告関係

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及促進を図るには、納税者の更なる利便性の向上にむけ、地方税の電子申告システム（eLTAX）と連動する措置を講ずるべきである。

また、e-Taxのソフト、インターネット上のマニュアルは極めて使いにくく解りにくいため、初心者でも使いこなせるソフト、理解できるマニュアルに改修されたい。

なお、税務当局が国税の電子申告・納税制度について、さらに一層の普及を図ろうとするなら、個人に限らず法人に対してもe-Taxの特別控除創設されたい。（連年適用・税額控除額を10,000円）

地方税関係

総論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、县市町村住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日を決算期末とし、申告期限については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、取得価額を国税同様30万円まで損金算入とされたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 個人住民税

- (1) 個人住民税の各種諸控除額を所得税と同額とされたい。
- (2) 個人住民税の申告について、住民税においても所得税と同様に、給与所得以外の少額所得（20万円以下）について、申告不要とすること。
- (3) 個人住民税における退職所得に対する課税は、退職所得課税の特例として他の所得と区分し、課税関係が完結する方法がとられているが、退職所得を所得税と同様に、損益通算並びに所得控除の対象とすべきである。
- (4) 個人住民税の納付について、給与から源泉する住民税（特別徴収）は、各自治体ごとに納付しなければならない。本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

2. 個人事業税（県税）

個人事業税は、物品販売業など37業種を第一種事業（5%）、畜産業など3業種 第二種事業（4%）、医業など30業種を第三種事業（5又は3%）として課税し、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課税されていない。

課税規程の創設と事業主控除金額（平成11年改正）を見直されたい。

3. 不動産取得税（県税）

贈与税の配偶者控除は、配偶者の老後の生活安定に最も必要とされる居住用不動産を贈与する場合に税の負担を軽減する目的で設けられている。

配偶者控除が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

4. 障害者福祉について

障害をお持ちの方は、自治体より障害者手帳の交付を受ければ、障害者医療費助成制度や日常生活や社会生活の向上を図るために身体上の障害を補うため必要な用具の購入・修理にかかる費用について補助等を受けることができる。

しかし、障害者自立支援法の改正により「公平な負担」として、自治体によっては所得制限が設けられ、それにより一部の制度が受けられないなどの状況となっている。

障害をお持ちの方が将来においても安心して日常生活や社会生活を送れるよう自治体において考慮してほしい。

Ⅲ 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

- (1) 固定資産の所在（大都市と地方の差）によって利用価値（収益還元価値）に大きな格差があり、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。
- (2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。
- (3) 宅地の評価は、一利用単位で評価されている。

したがって、幹線道路沿いの物件と接していた場合で利用単位が同一となった場合、従来の評価額に比し極めて高い評価となる。一利用単位の評価ではなく、所有者単位で評価すべきである。

また、評価替えは3年に1度にとらわれず速やかに現実に沿った評価替え措置をとるべきであり、税率もそれに沿うよう図られたい。

- (4) 平成24年度改正では、総務省や全国市町村会から小規模宅地特例の増税（現行6分の1を4分の1）とか、負担調整の制限とか償却資産税の増税とか固定資産税での増税議論が一斉に出された。

税収不足を理由に、なりふり構わず増税に走ろうとしているのは、地方税も国税も同じスタンスである。撤回を要望する。

- (5) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。
- (6) 稼働していない動産及び不動産には課税すべきではない。（そこから利益が生まれない。）

3. 事業所税

- (1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

- (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税（県税）

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑である。

もっと、解りやすく簡素にすべきである。

例えば、フォークリフトについて工場で使用する場合は非課税で、倉庫で使用する場合は課税となっており、区分が明確でないので速やかに廃止されたい。

6. 目的税（県税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要性があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

○わが国が直面する課題

I 短期的課題

1. 財政健全化（構造問題）

日本の財政状況は、1,000兆円を超える債務額を抱えているにも関わらず、歳出は税収を大きく上回り、通常の民間企業であればいつ倒産してもおかしくない状況である。

また、税制は公平な税負担は勿論のこと分かり易く簡素な仕組み、必要最小限の事務負担、時代に適合した税制及び透明な税務行政が求められるとともに積極的に行政改革を実施し、財政改革を推進しスリムにしなければならない。

したがって、行財政の効率化を図り財政健全化を行い、国会議員及び地方議員定数の見直し、公務員定数及び給与の見直し、特別会計の見直し等があるが、後世のために積極的な財政の健全化を図り、後世に債務を引き継がせないよう努めなければならない。

2. 行財政改革の徹底について

行政改革と財政改革合体の言葉で共通点として税金のムダ遣いをなくすこと。

行政改革は、行政経費の圧縮など痛みは行政（政治を含む）に帰属し、財政改革は増税や行政サービスのカットとなり国民納税者に帰属する。

財政改革は、国際的見地から見て、避けて通れない改革である。

財政悪化が国債の価格を引き下げ（金利上昇）から仮に金利が1%上昇すれば利払費と公債残高が雪だるま式にふくらむ恐れ有り。

但し、財政改革に入れ込めば入れ込む程、行政改革や官僚改革に甘くならざるを得ない。

行政改革を先ずやり財政改革をする、行政改革先行論に徹すべき。

具体的には、消費税の増税と同時に実施するはずであった憲法違反の状態である議員定数の見直し・国会議員の文書通信交通滞在費 月額100万円（非課税）の見直し、公務員改革、特別会計

の見直し、日本銀行改革等を早急に行うべきである。

3. 社会保障制度（公的年金のあり方）

少子高齢化社会で現行の社会保障制度では成り立っていない。

現在の年金受給者とこれらの年金受給者、将来の年金受給者負担と受給の差が大きすぎ公平ではない。

現行の社会保障制度を廃止して新たな社会保障制度を構築するか、もしくは、個々で対応し、個人負担額を明確にする。

4. 大企業の内部留保について

大企業の内部留保に5%の税率を課す。

例えば、大企業は内部留保300兆円を有しているので、3年間の時限立法で毎年15兆円の増税が見込める。実に消費税の5.5%に相当する。

5. 国と地方について

三位一体の改革（地方への税源委譲）

6. 国税・地方税について

(1) 法人税について

税制は、その時代の社会構造や経済活動に適合していることは勿論、社会意識の急激な変化にも適合しなければならない。

ある規定が制定された当時は良いが、国民の意識がもはやその規定を受け入れない程に変化したときは、廃止も含め速やかに対応すべきである。

その中で、将来の産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提として、我が国の経済産業構造のうちに多数を占める中小企業が、その活力を最大限に生かせるよう、経済活性化に有益な税制を推進すべきである。

現在の措置法を全面的に見直し、経営基盤の弱い中小企業の財務体質の強化という観点からも、法人税の税率については更なる引下げが望ましい。

(2) 個人所得税について

他の税と一体化して考えるもの。

(3) 消費税に関する意見

消費税は今後8%から10%へ増税されるが、公務員の給与削減が2年間の限定であることから、給与削減も戻っている。

また、国会・地方議員の定員数削減もウヤムヤになっている。

まずは、徹底した行財政改革を行い、逆進性を解消するための各種給付金等について再検討していただきたい。

そのうえで、尚かつとあれば増税はやむを得ないと考える。

7. その他（租税教育）

学校教育における租税教育の時間をもっと重要な問題として、財務省だけでなく、文部科学省も国全体の問題として真剣に取り組む必要があると考える。

II 中・長期的課題

1. 税制について

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、負担の公平は勿論、分かりやすく簡単な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。

また、租税収入にかかる費用は税務行政側の費用だけでなく納税者側の事務費用も併せて認識すべきであり、過度の負担を納税者に強いることは避けなければならない。

なお、経済社会の構造変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じることとなる。

したがって、税制を常に時代に適合するものとするため、見直し等を継続しなければならない。

さらに、透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるためには必要不可欠と思われ、国民から更なる信頼を得るための施策を推進しなければならない。

今後、地方行政の役割がいっそう高まってくることから、地方行政の財源確保のため、税収拡大は重要な課題ではあるが、地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

2. 基礎的財政収支の赤字半減・黒字化

国と地方の債務額は1,000兆円を超え、民間企業であれば大幅な債務超過状態であり、いつ倒産しても不思議ではない状況にある。

現在の状況になった原因は、税収を度外視し無駄の削減を行わず税収不足を赤字国債に頼り続けた結果であり、健全な財政への努力が急務である。

この様な時こそ、資産家や高額所得者で高齢な者の税負担とりわけ不労所得に対する課税制度の問題、子供を産み育てる意欲が持てるような少子化対策のための税制等、時代に即した「公平な税負担」が必要である。

また、今後消費税が10%へ引き上げられるが、理論的にも国民が納得できる税体系が必要である。

23年度の改正においては、財源探しのために給与所得控除など理論的に問題のある個人や企業の負担増を内容とする税制改正が行われたことは、極めて遺憾である。

我が国は、申告納税制度の下において、国民・納税者は、自発的に税額を計算しかつ申告・納税を求められている。

自発的な納税を推進するためには、税制は、具体的にも、手続き的にも簡素・透明で、国民・納税者にも分かりやすいものでなければならない。

また、租税手続きの面でも、各種届け出書様式や提出期限の党の税目間での統一、簡素化を進め、申告納税制度についての納税者教育を含め、国民が自ら申告・納税できる環境を整備すべきである。

税制面の整備と並んで無駄使いの削減がより一層求められている。

例えば、国家公務員の給与等は連続して引き下げられ、さらに3年間ではあるが追加削減が行われたが地方職員の給与引き下げが「国家公務員並みに実施された」とはあまり耳にしない。

この様な時にこそ真に必要な定員数を見出し、一時的な繁忙期に不足する人員については派遣社員で確保するなど余剰人員の大幅な整理及び外部へ事業委託を積極的に実施すべきある。

また、議員定数及び議員報酬等についても見直す必要がある。

国・地方とも、大幅な債務を抱える以上、国債・地方債の残高を国民又は住民に開示・説明し、

具体的な返済計画を立案するとともに、国民及び住民の理解を得る必要がある。

さらに、様々な補助金（休耕保障等）の見直し、優遇税制（医師の社保や肉牛等）の廃止や見直しが求められている。

3. 持続的な社会保障制度の確立

社会保障と税の一体改革の社会保障のグランドデザインを明確化にし、持続的な社会保障制度の確立を目指す。

課題点として

現行制度は、厚生・共済・国民各年金制度に基礎年金を接ぎ木するかのようになり、複雑かつ分かりにくいものになっており、マクロ経済スライドが発動されれば、基礎年金も対象となることから給付水準は「基礎」の名に国民が寄せる期待が一般と乖離していく。

年金制度の諸機能を基礎年金と報酬比例年金がそれらに応じるものになっているか点検し年金制度体系見直しの際、基礎年金と生活保護、公的な報酬比例部分と私的年金も一体的に考える必要あり、被用者年金（厚生年金と共済年金）の完全な一元化を推進すべきである。

4. 行財政改革の徹底

無駄の削減の徹底。歳出削減が第一。

Ⅲ 一体改革及び関連法案について

1. 税と社会保障の一体関連法案の成立により、消費税率の引上げは危機的な状況に陥っている我が国の財政をかなりの程度改善できるものとされている。

所得税に偏った税制では税負担の公平を保つことはできる反面、景気の変動により税収も変動するが、消費税に偏った税制においては、消費税は景気に左右されることなく税収が比較的安定しているというメリットはあるが、公平な税負担を保つことは困難である。

したがって、所得税・消費税・資産税からなるバランスのとれた税制改革が今後の税制として最も好ましいと思われる。

我が国は高齢化が急速に進み、少子化に伴い年金を支える現役世代をはるかに上回る負担が予想されている。これらを解決するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、今後消費税率の引上げが実施される。

消費税は今後増加する社会保障費にあてるための目的税とすべきである。

国民の理解と納得が得られるよう歳出削減を断行し、税と社会保障の一体改革及び政治・行政改革の全体像を国民の理解を得られる形で提示し、国、県、市町村も併せて行政改革を断行しなければならない。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立を行うためには、安定した財源が必要であるが、社会保障は企業の雇用とも密接に関連しており、社会保障にかかる法人の負担も考慮すべきである。

特に中小企業においては負担感が年々増しているため、国会議員・地方議員の定数を減らして、これ以上企業の負担を増やさないように要望する。

2. 未納税金対策（罰則の強化、納付方法の検討）

国会議員・地方議員及び公務員に要するコスト削減を最優先に実施。

3. 日本人の高齢化は急速に進んでいる半面、少子化が進み年金を支える現役世代以上に負担が増加する。

これらを打破するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、政府は消費税を目的税として税率の引上げや年金の一元化を審議している。

安定した税収として消費税の引上げについては止むを得ないと考えられるが、無駄の廃止が第一優先ではないのか。

消費税は「東日本大震災」や原発事故による被害を被った人も対象になることから、現在消費税の免税制度（1,000万円未満）は撤廃し、今後、消費税については「目的税」とし、「税と社会保障の一体化」を推進すべきである。

なお、年金問題については最低保障額の引き上げのため年金の一元化が検討されているが、厚生年金は2分の1を法人が負担しており、さらに個人負担額も国民年金の金額より多いことから、一元化を行うにしても、年金支給額に格差を設けるべきである。

4. 社会保障と税の一体改革と併行して、税金と社会保険料の徴収を一元化する「歳入庁」の早期創設。

5. 社会保障改革

(1) 国民がガバナンスできるわかりやすい簡素な制度。

（国民に負担を求める制度だから、負担と給付の関係を可視化できるわかりやすい簡素な制度）

(2) 将来世代にも責任を果たせる持続可能な制度

税・保険料収入の安定的確保・野放図な歳出拡大の制御、真に必要とされる分野への絞込みにする歳出の適切な管理が不可欠であり国民自らが当事者として社会保障制度に積極的も関与する。

(3) 国民（受益者・負担者）サイドからの改革が必要不可欠

縦割りの個別論にかたより、受益者である国民からすれば受益と負担のバランスを一体として考えた改革を求める。

制度間の整合性・狭間の問題も生じる。年金・医療の制度間及び制度内の負担格差問題についても是正への着手が求められる。

6. 生活保護受給について

生活保護者の不正受給については、多々取り沙汰されている。

広く受給要件が認知されていれば、監視の目としても有益となり生活保護の不正受給が減るだけでなく受給が必要とされる場合にもと考えられることから、受給要件の明確化・周知を図って欲しい。

IV 震災復興・原発対策

1. 日本は何が何でも復興に取り組まなければならない。

前政権の時に発覚したことですが、復興に関係のないところに多額の費用（税金）が使われたと報じられている。

今後この様なことがないように監視し、使途を明確にしていかなければならない。

2. 近い将来大規模な災害が発生することが予想されている我が国において、東日本大震災・九州・熊本地震のような大規模かつ広域の災害や終わりの見えない原発事故などの災害に備え、災害発生時に迅速に対応できる体制は不可欠であり、災害対策基本法は既に制定されているが、税制に関しては、被災者の公的徴収金の減免等が規定されているだけであり、過去の経験を踏まえ、災害の予防、緊急対策並びに災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。

したがって、災害特例法に次の追加措置を行うべきである。

1. 災害損失控除の創設
2. 被災者代替資産等の特別償却の対象資産の範囲拡大
3. 寄付金控除の年末調整化

また、不透明かつ収束が見えない原発や復興や、将来起こりうる災害に対しての予算を組むなど効率的な税の使い方を行うべきである。

3. 東日本大震災による被災地の復旧・復興には、国の財源として復興税（法人税は10%を2年間、所得税は2.1%を25年間）が付加されることになり、付加された税は全額復旧・復興に当てられるべきである。

また、住民税のうち道府県民税の均等割りの額に500円、個人住民税も同じく500円、計1,000円が平成26年度から10年間、加算されることになる。

国税については理解できるが、住民税の加算は必要なものか。

4. 東日本大震災による被災を受けた地域及び原発事故地域は、最低5年間は全て税免除又は、被災地に工場等を新設した場合も最低5年間、被災地での収益分は全額免除すべきである。

さらに、融資についても貸付利息は5年間の据置、利子免除としてはどうか。

なお、原発事故地域の不動産は風評被害等により大きく下落しており、固定資産評価額の見直し及び、原発事故地域の不動産は使用制限が解除されるまで非課税とする。

5. 震災被災者に対しての生活再建支援金については、所得税上優遇されるべきである。

V 消費税の軽減税率について

1. 税の公平の観点から反対する。

また、事務の煩雑さや、対象になる商品の透明性が複雑ではっきりせず脱税の原因になる恐れがある。

2. 社会保障・税一体改革の一環として消費税率が引上げられる。

この税率の引上げに関して、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する複数税率の導入が検討されている。

複数税率化は、特定の物品やサービスに対して恩典を与えることになり、政治的忖度の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じることから適切ではないと思われる。

既に軽減税率を導入している諸外国を見ても、軽減税率の適用範囲が合理的に決定されているとは認められず、また、納税義務者の事務負担が増大することや軽減税率による減収分の問題があり、当面は、消費税率は単一税率を維持すべきであり、税制をより一層複雑化させる複数税率は導入すべきではないと思われる。

また、我が国の消費税法は、現在、帳簿方式を採用している。取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮したこの方式においても、請求書の保存等により制度の透明性は十分に確保されていることから、インボイス方式によらずとも正確な消費税額の計算が行われている。

インボイス方式は脱税防止の観点からのメリットがあると言われているが、必ずしも完全に脱税防止になっていない事例もあり、また、免税業者が取引から除外される場合も想定され、現行の帳簿方式を維持すべきである。

3. 現行政府は、「消費税率10%引き上げ時、軽減税率制度を導入することをめざす」と示しているが4点課題あり。

- (1) 逆進性対策として行うというのは誤りであり、高額所得者にもメリットが及ぶので再分配対策としての効果は期待できない。
- (2) 税制の簡素化・経済に対する中立性・事業者の事務負担・税務執行コストが増大する。
- (3) 軽減税率による減収分（生鮮食品等を5%とすると、約2兆5,000億円～3兆円）として社会保障関連の財源問題が生じ、減収分だけ後退するか、標準税率を高くせざるを得なくなり、10%数台の消費税導入が早まる。
- (4) 軽減税率を適用するにあたり、租税特別措置法同様、利権の温床となり税制の公平性に欠ける。

VI 法人実効税率のあり方

1. わが国の法人実効税率は、先進国の中でも高いレベルに位置している。

競争環境のイコールフィッティング化の観点から、アジア圏内の20～25%程度を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの20%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。

法人実効税率とセツトの関係にある課税ベースについて、わが国のカバー指数は欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の競争力を弱めている。

そのため、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、整理・縮小の改善努力を行うべきである。

また、法人税の実効税率引き下げにつき、10%の引き下げで5兆円とされる税収減をどう補うか政府税制調査会にて検討されているのが減価償却制度の縮小である。

見直し方法で定率で費用計上できる割合を小さくして税促進を高める案、定率法そのものをなくす案が出ている。一時的に企業の税負担が増加（財源規模5千億円前後）することにより、設備投資が逆進することから経済面にマイナスが生じる。

法人税実効税率引き下げの代替財源候補として、特定産業の振興策に貢献することであり、不公平感を醸し出すこととなっている租税特別措置（改革減税）の縮小・廃止（財源規模は、内容により異なるが数百億円～5兆円）にて対応すべきである。

VII 基本的な課題

1. 税・財政改革

(1) マイナンバー（社会保障・税番号）制度

個人情報、絶対に漏れないように運用すること。当面は、限定して利用する事として事務を安易に企業に負担させないこと。

行政効率化や国民の利便性向上、そして公平・公正な社会の実現を旗印にしたマイナンバー制度が平成28年1月から始まった。

平成15年に交付が始まった住民基本台帳カードについては、平成27年3月31日で累計の交付枚数が約920万枚に留まっている。このことから、これらの状況を分析して、より一層利便性を広報して普及させなければ税金の無駄使いとなるので二度と同じ過ちを犯してはならない。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

①「中小法人等」「中小企業者等」の範囲について、資本金（出資金）基準では、1億円以下となっているが、色々な「優遇措置」がある。しかし、政府では、資本金以外で、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準を見直すことを検討しているが、安易な課税により中小法人が大法人へと成長しいく意欲を失わないようにお願いしたい。

②事業承継税制の拡充

非上場株式の株式評価について、「類似業種比準価額」の引き下げが検討されているが、早期に実現してほしい。また、事業承継税制について、使いやすくなるように要件の改正がされているが、もっとより使いやすい要件の緩和等をお願いしたい。

VIII その他

新規国債がマイナス金利である以上、国債の発行総額の大小を問題とすべきではないと考える。そもそもの国債やマクロ経済に対する思想の違いが大きい。

経済規模を大きく、インフレ成長にもっていけば税収は上がると考えます。インフレ時には、国民はさらに消費の意欲を刺激し、その影響で企業の投資（設備、人材）もふえると考える。

税務
コーナー

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が 便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ (以下「申告書等データ」といいます。) を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm) でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類 (書面) のスキャナによる読み込みやパソコンで作成した添付書類 (文書データなど) のファイル形式の変換などにより、PDF 形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - 目視により内容の確認ができること
 - パスワードを設定していないこと
 - 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト (WEB 版又は PC 版)」でイメージデータを追加送信することができます。

留意事項

- 申告書、申請 届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ (XBRL 形式又は XML 形式) の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類 (収用証明書、登記事項証明書など) は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



財務諸表及び勘定科目内訳明細書データを e-Tax 送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Tax で受付可能なデータ形式（XBRL 形式又は XML 形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換し、e-Tax に送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データの CSV ファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSV ファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成した CSV ファイルを e-Tax で受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信します。
- 利用している税務・会計ソフトが e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信することができます。

留意事項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例 「現金 預金」→「現金及び預金」
- 作成した CSV ファイルを税務 会計ソフト又は「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

検索

検索

平成 28 年 4 月

『表紙（写真）』募集

法人会では、今後、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いいたします。

（募集要項）

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一押しショットをご応募下さい。
写真データーメールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提出先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL059-383-7561
- 4、審 査 公益社団法人 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。

事 務 局 だ よ り

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変 更 届

平成 年 月 日

変 更 項 目	組 織 社 名	代 表 者	所 在 地	資 本 金	TEL・FAX
変 更 前					
変 更 後 (変 更 日)					
法 人 名 (代 表 者 名)					

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

平成28年2月20日付で西井健さん、倉田久美子さんが退職され、新たに近藤悟さん、福島奈々江さんが入局されました。

鈴木めぐみさん共々よろしくお願いたします。

編集 後記

経済界でもEUの混乱など、まさかの出来事が起こりました。さて、すずかめも7号となり、紙面構成でのとまどいは、ようやくなくなってきた感がありますが、予期しなかった事が起こりました。その構成、特に柔らかい方の内容に随分とご尽力いただいた井伊副委員長が、四日市へご栄転で退任されます。ご苦勞様でした。

後任は、同じ(株)CNS様の大野様にお引継ぎいただけるようですので、まずは、一安心。大野様よろしくお願いたします。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

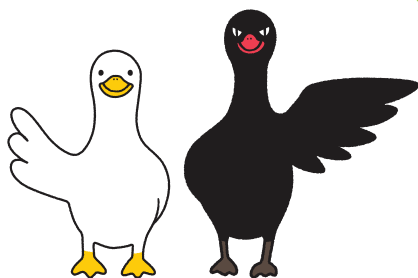
三重支社 四日市営業所/
三重県四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号)
TEL 059-352-2046

AIU AIU損害保険株式会社
Member of AIG

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル2F)
TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

★★★★★
No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年版インシュアランス生命保険統計刊



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

**ちゃんと応える
医療保険**
EVER



心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —

**新 生きるための
がん保険** Days

©商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■引受保険会社（お問い合わせ先）

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社
〒510-0074 三重県四日市市鶉の森1-3-23 ナカジマビル6F
TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

AF法推-2015-0023-1607008 6月10日